

【晴山苑ショートステイサービス 介護予防短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年4月1日より

(1日あたり)

【介護予防料金表】		個室		多床室 (2.3.4人部屋)		
		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	
介護予防給付サービス	①施設利用料	451 単位	561 単位	451 単位	561 単位	
	※ 31日以上連続使用時 要支援1	特養要介護1単位数 × 75/100				
	31日以上連続使用時 要支援2	特養要介護1単位数 × 93/100				
	②機能訓練体制加算	12 単位				
	③サービス提供体制強化加算(I)	22 単位				
	該当者のみ (詳細は別紙参照)	④送迎加算	184 単位/1回			
		⑤療養食加算	8 単位/1食 (1日に3回を限度)			
		⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/1日 (7日間を限度)			
		⑦若年性認知症利用者受入加算	120 単位/1日			
	⑧介護職員処遇改善加算 (I)	上記(①～⑦までの合計)の8.3%				
⑨介護職員等特定処遇改善加算 (I)	上記(①～⑦までの合計)の2.7%					
⑩介護職員等ベースアップ等支援加算	上記(①～⑦までの合計)の1.6%					
介護予防給付外サービス	⑪食費	第1段階	300 円			
		第2段階	600 円			
		第3段階①	1000 円			
		第3段階②	1300 円			
		第4段階	1700 円			
	⑫滞在費	第1段階	320 円	0 円		
		第2段階	420 円	370 円		
		第3段階①	820 円	370 円		
		第3段階②	820 円	370 円		
		第4段階	1171 円	855 円		
自己負担合計金額 (⑩～⑫及び⑭⑮の合計)×10.83)×0.1又は0.2又は0.3+⑭+⑮	第1段階	負担割合 1割	1212 円	1346 円	892 円	1026 円
	第2段階	負担割合 1割	1612 円	1746 円	1562 円	1696 円
	第3段階①	負担割合 1割	2412 円	2546 円	1962 円	2096 円
	第3段階②	負担割合 1割	2712 円	2846 円	2262 円	2396 円
	第4段階	負担割合 1割	3463 円	3597 円	3147 円	3281 円
		負担割合 2割	4054 円	4323 円	3738 円	4007 円
	負担割合 3割	4645 円	5048 円	4329 円	4732 円	

介護予防短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算 (①～③、及び⑧⑨⑩) を合計して計算した基本ご利用料金になります。

(計算式) 自己負担合計金額 = { (①+②+③+⑧+⑨+⑩) × 10.83 } × 0.1 (1 割負担分) + ⑪ + ⑫

※個別の対応が必要となる④～⑩の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

(計算式)

自己負担合計金額 = { (①+②+③+必要に応じ④～⑦+⑧⑨⑩) × 10.83 } × 0.1 (1 割負担分) + ⑪ + ⑫

※ 連続して 30 日を超えて利用する際の単位数

連続して 30 日を超えて、同一の事業所を利用した場合には、要支援 1 の利用者は、介護福祉施設サービス費 (特別養護老人ホーム) の要介護 1 の単位数の 75/100、要支援 2 の利用者は 93/100 に相当する単位数を施設利用料として算定します。

※介護職員処遇改善加算 8.3% は、1 ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※介護職員等特定処遇改善加算 2.3% は、1 ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※介護職員等ベースアップ等加算 1.6% は、1 ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83 (円) を乗じ、1 円未満を切り捨てにします。

その為、(料金表の金額×日数分) での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は 1 日の料金の目安であるにご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第 4 段階に該当される場合、合計所得金額によって 2 割又は 3 割負担になる場合もございます。

◎該当される方に算定をする加算について

④送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

⑤療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。(1 日に 3 回を限度)

⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。(7 日間を限度)

⑦若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。

【晴山苑ショートステイサービス 介護予防短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年6月1日より

(1日あたり)

【介護予防料金表】		個室		多床室 (2.3.4人部屋)		
		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	
介護予防給付サービス	①施設利用料	451 単位	561 単位	451 単位	561 単位	
	※ 31日以上連続使用时 要支援1	特養要介護1単位数 × 75/100				
	31日以上連続使用时 要支援2	特養要介護1単位数 × 93/100				
	②機能訓練体制加算	12 単位				
	③サービス提供体制強化加算(I)	22 単位				
	(詳細は別紙参照) 該当者のみ	④送迎加算	184 単位/1回			
		⑤療養食加算	8 単位/1食 (1日に3回を限度)			
		⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/1日 (7日間を限度)			
⑦若年性認知症利用者受入加算		120 単位/1日				
⑧介護職員等処遇改善加算 (I)	上記 (①~⑦までの合計) の 14.0%					
介護予防給付外サービス	⑨食費	第1段階	300 円			
		第2段階	600 円			
		第3段階①	1000 円			
		第3段階②	1300 円			
		第4段階	1700 円			
	⑩滞在費	第1段階	320 円		0 円	
		第2段階	420 円		370 円	
		第3段階①	820 円		370 円	
		第3段階②	820 円		370 円	
		第4段階	1171 円		855 円	
自己負担合計金額 (⑩~⑧及び⑨の合計)× 10.83)×0.1又は0.2又は 0.3+⑩+⑨	第1段階	負担割合 1割	1219 円	1355 円	899 円	1035 円
	第2段階	負担割合 1割	1619 円	1755 円	1569 円	1705 円
	第3段階①	負担割合 1割	2419 円	2555 円	1969 円	2105 円
	第3段階②	負担割合 1割	2719 円	2855 円	2269 円	2405 円
	第4段階	負担割合 1割	3470 円	3606 円	3154 円	3290 円
		負担割合 2割	4069 円	4340 円	3753 円	4024 円
		負担割合 3割	4668 円	5074 円	4352 円	4758 円

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月で終了致しました。

介護予防短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算（①～③、及び⑨⑩）を合計して計算した基本ご利用料金になります。

(計算式) 自己負担合計金額 = { (①+②+③+⑧) × 10.83 } × 0.1 (1割負担分) + ⑨+⑩

※個別の対応が必要となる④～⑦の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

(計算式)

自己負担合計金額 = { (①+②+③+必要に応じ④～⑦+⑧) × 10.83 } × 0.1 (1割負担分) + ⑨+⑩

※ 連続して 30 日を超えて利用する際の単位数

連続して 30 日を超えて、同一の事業所を利用した場合には、要支援 1 の利用者は、介護福祉施設サービス費（特別養護老人ホーム）の要介護 1 の単位数の 75/100、要支援 2 の利用者は 93/100 に相当する単位数を施設利用料として算定します。

※介護職員等処遇改善加算 14.0% は、1 ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83（円）を乗じ、1 円未満を切り捨てにします。

その為、(料金表の金額×日数分)での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は 1 日の料金の目安であるをご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第 4 段階に該当される場合、合計所得金額によって 2 割又は 3 割負担になる場合もございます。

◎該当される方に算定をする加算について

④送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

⑤療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。(1 日に 3 回を限度)

⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。(7 日間を限度)

⑦若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。

【晴山苑ショートステイサービス 介護予防短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年8月1日より

(1日あたり)

【介護予防料金表】		個室		多床室 (2.3.4人部屋)		
		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	
介護予防給付サービス	①施設利用料	451 単位	561 単位	451 単位	561 単位	
	※ 31日以上連続使用時 要支援1	特養要介護1単位数 × 75/100				
	31日以上連続使用時 要支援2	特養要介護1単位数 × 93/100				
	②機能訓練体制加算	12 単位				
	③サービス提供体制強化加算(I)	22 単位				
	(詳細は別紙参照) 該当者のみ	④送迎加算	184 単位/1回			
		⑤療養食加算	8 単位/1食 (1日に3回を限度)			
		⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/1日 (7日間を限度)			
⑦若年性認知症利用者受入加算		120 単位/1日				
⑧介護職員等処遇改善加算 (I)	上記(①~⑦までの合計)の14.0%					
介護予防給付外サービス	⑨食費	第1段階	300 円			
		第2段階	600 円			
		第3段階①	1000 円			
		第3段階②	1300 円			
		第4段階	1700 円			
	⑩滞在費	第1段階	380 円		0 円	
		第2段階	480 円		430 円	
		第3段階①	880 円		430 円	
		第3段階②	880 円		430 円	
		第4段階	1231 円		915 円	
自己負担合計金額 [(⑩~⑧及び⑨の合計)× 10.83]×0.1又は0.2又は 0.3+⑩+⑨	第1段階	負担割合 1割	1279 円	1415 円	899 円	1035 円
	第2段階	負担割合 1割	1679 円	1815 円	1629 円	1765 円
	第3段階①	負担割合 1割	2479 円	2615 円	2029 円	2165 円
	第3段階②	負担割合 1割	2779 円	2915 円	2329 円	2465 円
	第4段階	負担割合 1割	3530 円	3666 円	3214 円	3350 円
		負担割合 2割	4189 円	4400 円	3813 円	4084 円
	負担割合 3割	4788 円	5134 円	4412 円	4818 円	

※令和6年8月から、滞在費(居住費)を60円/日引き上げる。

介護予防短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算 (①～③、及び⑨⑩) を合計して計算した基本ご利用料金になります。

(計算式) 自己負担合計金額 = { (①+②+③+⑧) × 10.83 } × 0.1 (1割負担分) + ⑨+⑩

※個別の対応が必要となる④～⑩の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

(計算式)

自己負担合計金額 = { (①+②+③+必要に応じ④～⑦+⑧) × 10.83 } × 0.1 (1割負担分) + ⑨+⑩

※ 連続して 30 日を超えて利用する際の単位数

連続して 30 日を超えて、同一の事業所を利用した場合には、要支援 1 の利用者は、介護福祉施設サービス費 (特別養護老人ホーム) の要介護 1 の単位数の 75/100、要支援 2 の利用者は 93/100 に相当する単位数を施設利用料として算定します。

※介護職員等処遇改善加算 14.0%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83 (円) を乗じ、1 円未満を切り捨てにします。

その為、(料金表の金額×日数分)での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は 1 日の料金の目安であるにご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第 4 段階に該当される場合、合計所得金額によって 2 割又は 3 割負担になる場合もございます。

◎該当される方に算定をする加算について

④送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

⑤療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。(1日に3回を限度)

⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。(7日間を限度)

⑦若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。